

(別紙)

実施機関 遠野市長

諮問日 令和3年3月19日(令和2年度遠野市個人情報保護審査会諮問第3号)

答申日 令和3年4月28日(令和3年度遠野市個人情報保護審査会答申第1号)

答 申 書

1 審査会の結論

遠野市個人情報保護条例(平成17年遠野市条例第21号)第5条第1項第7号の規定により令和3年3月19日付け遠総第466号で諮問のあった、高齢者慶祝事業に係る敬老会主催団体への個人情報の提供について、諮問の内容を適当なものと認めたので答申します。

2 諮問内容

(1) 高齢者慶祝事業に係る敬老会主催団体への個人情報の提供について

ア 諮問に係る説明の要旨

本市における敬老会は、各地区センターを事務局とした地域づくり組織及び社会福祉協議会支部又は自治会の主催により開催されており、市担当課から各地区センター、自治会に提供した慶祝事業対象者名簿を活用し、当該主催団体が慶祝事業対象者に対する敬老会の開催案内、冊子の作成、喜寿及び米寿対象者に対する市からの記念品の贈呈等、一連の事務を行ってきた。

令和3年度から全ての地区センター業務を地域団体へ委託したことから、敬老会を継続するためには、地域団体が主体となり敬老会を開催していく必要がある。長年にわたり開催されてきた敬老会は、高齢者の生きがいづくりや市民の敬老意識の高揚を図る重要な地域づくり事業であり、今後も慶祝事業を継続実施するためには、市から敬老会主催団体への慶祝事業対象者名簿の提供が不可欠である。

民間又は私人に個人情報を提供し、又は利用させることは、個人情報を取り扱う目的以外の目的の利用に該当し、目的以外の目的に個人情報を利用する場合、本人の同意がある、個人の生命等を保護するため緊急かつやむを得ない等の特別の事情がない限り、条例第5条第1項第7号の規定により審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要性その他相当の理由があると実施機関が認めて、処分を実施する必要があるため、審査会に諮問されたものである。

イ 利用又は提供に係る個人情報の内容

当該年度中に満75歳以上となる慶祝事業対象者の世帯番号、住所、氏名、性別、生年月日情報

3 審査会の判断理由

(1) 高齢者慶祝事業に係る敬老会主催団体への個人情報の提供について

高齢者慶祝事業の目的は、高齢者の生きがいづくりや市民の敬老意識の高揚を図ることであり、目的達成のための手段として、敬老会主催団体に個人情報を必要最小限で使用させる

ことは公益性があると認められる。

また、市及び敬老会主催者間で、個人情報管理者の設定、個人情報の複写及び複製の禁止、個人情報の返還等の個人情報の取扱いに関する覚書を締結することとしており、当該覚書に基づけば、敬老会主催者に個人情報を保護する義務を課すことができる。

さらに、個人情報の取扱いについて、市から敬老会主催者への指導を施す人的な安全管理措置を施すこととしており、個人情報の適正な取扱いが確保され则认为られる。

以上のことから、高齢者慶祝事業に係る敬老会主催団体への個人情報の提供は、公益上の必要性が認められるため、本案件は妥当であると判断する。

4 調査審議の経過

(1) 令和3年3月19日 諮問の受理

(2) 令和3年4月9日 審査

審査会は、諮問実施機関からの諮問により、諮問書の添付書類（内容説明書及び法律等の関連資料）を踏まえ審査を行った。

遠野市個人情報保護審査会
会長 荒田 昌典
委員 多田 恵美子
委員 畠山 信秀